平成２９年（フ）第５６４６号
東京都世田谷区南烏山２丁目６－１－505
債務者　吉永　　忠
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６４７号
東京都葛飾区奥戸７丁目９－４－301
債務者　大久保雅美
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６５４号
東京都大田区西蒲田１丁目17―16―206
債務者　綿貫　　裕
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６５６号
東京都江戸川区本一色３丁目28―２―205
債務者　泉　　信雄
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６５７号
東京都八王子市元八王子町１丁目525―18
債務者　石原　祐二
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６６４号
東京都足立区西新井栄町３丁目10―21―102
債務者　平岡　重利
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６６９号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目19―15
債務者　林　　麗華
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４８号
福岡県久留米市諏訪野町1563番地
破産者　大部　恵子（旧姓野崎）
1　決定年月日　平成29年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１９７号
札幌市西区二十四軒１条６丁目12番５号
ヴィラージュ24Ａ棟102号
破産者　山下　幸造
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９１号
仙台市泉区市名坂字町45番地の２　ラ・カーサ・イズミ103
破産者　相澤さおり
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２４９号
仙台市宮城野区新田３丁目５番30号
破産者　庄司　淳悦
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７２２号
横浜市金沢区並木２丁目２番７―501号
破産者　工藤　紀男
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７７８号
神奈川県大和市深見西４丁目８番28―105号、開始決定時の住所神奈川県大和市林間１丁目２番５－1303号
破産者　谷合　一純
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７９６号
神奈川県藤沢市渡内４丁目10番13号
破産者　内山　成雄
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５９号
神奈川県綾瀬市深谷1875番地１　リバーサイド302
破産者　落合　　忍
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９８８号
横浜市旭区川井本町122―１、住民票上の住所横浜市神奈川区菅田町1079番地　五月荘201号
破産者　中村　弘人
保佐人　諸星　有恒
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０８３号
神奈川県鎌倉市台３丁目９番24号　オルキデーア105
破産者　小森　広輔
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部